

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 保母修学資金貸付規則

## 規 則

保母修学資金貸付規則をここに公布する。

昭和三十八年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

保母修学資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、保母養成所に在学する者であつて、将来県内の児童福祉施設等において保母として児童の保護に直接従事しようとするものに対し、修学上必要

な資金を貸し付けることにより、県内の保母の充実に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「児童福祉施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設

二 児童福祉法第十七條の規定による児童相談所の一時保護施設

三 知事が指定したへき地保育所

四 保母養成所

2 この規則において「保母」とは、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項に規定する保母をいう。

3 この規則において「保母養成所」とは、児童福祉法施行令第十三条第一項第一号に規定する保母を養成する学校その他の施設をいう。

4 この規則において「保育業務」とは、保母が児童福

社施設等において児童の保育に従事する業務をいう。

(修学資金借受者の資格)

第三条 この規則の定めるところにより、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をそなえていなければならない。

- 一 保母養成所に在学している者であること。
- 二 将来県内において保育業務に従事しようとする者であること。
- 三 学業成績優秀で心身ともに健全な者であること。

(修学資金の月額、支給期間、支給方法及び利子)

第四条 修学資金の月額は、三千円とする。

2 修学資金を支給する期間は、第七条の規定により貸付けの決定を行なった日の属する月から保母養成所を卒業する日の属する月までとする。

3 修学資金は、毎月一分ずつ支給する。ただし、知事が必要と認めたときは二分分以上を支給することができる。

4 修学資金の貸付けについては、無利子とする。

(連帯保証人)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二人以上の連帯保証人をたてなければならない。

2 連帯保証人は、県内に居住する者でなければならない。

3 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち一人は親権者又は後見人でなければならない。

(貸付申請)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、在学する保母養成所の長を経て知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 戸籍抄本
- 三 誓約書(様式第二号)
- 四 健康診断書

五 在学する保母養成所の長の推薦調書(様式第三号)

(貸付けの決定及び通知)

第七条 知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行ない、申請者、連帯保証人及び保母養成所の長に対しその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第八条 知事は、前条の規定による通知を受けた申請者(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当するときは、該当することとなつた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分としてすでに貸し付けた修学資金があるときは、直ちに返還させるものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 学業成績又は品行が著しく不良となつたとき。
- 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを休止するものとする。この場合において、休学期間又は停学期間の月(休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月を除く。)の分としてすでに貸し付けた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として充当するものとする。

3 知事は、第一項の規定により貸付けを打ち切つたとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、修学生、連帯保証人及び保母養成所の長に対し、その旨を通知するものとする。

(修学資金借用証書及び修学資金返還明細書)

第九条 修学生が、次の各号の一に該当することとなつ

たときは、修学生(修学生が死亡したときは、連帯保証人)は、該当することとなつた日の翌日から二週間以内に、修学資金借用証書(様式第四号)及び修学資金返還明細書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

一 第四条第二項の規定による修学資金の支給の期間が終了したとき。

二 前条第一項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。

(貸付金の返還)

第十条 修学生は、貸付けが終了した月の翌月から起算して一年を経過した月から、又は第八条第一項の規定により修学資金の貸付けの打ち切りを受けた日の属する月の翌月から、修学資金の支給を受けた月数に相当する期間内(第十二条の規定により猶予された期間がある場合には、その猶予期間を加算した期間内)に、一月につき一回の割合で均等額による割賦償還の方法により、貸付金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、返還期日前に貸付金を返還することを妨げない。

(返還の債務の免除)

第十一条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

一 保母養成所を卒業した日から一年以内(災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還の債務を履行猶予されている場合は、その期間終了の日から六月以内)に県内において保育業務に就業し、引き続き三年間保育業務に従事したとき。

二 前号に規定する保育業務従事期間中に、業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務に従事することができなくなつたとき。

2 前項第一号に規定する期間の計算については、保育業務従事期間中に災害、疾病その他やむを得ない理由により、保育業務に従事することができなかった期間がある場合において当該期間終了後再び保育業務に従事した場合は、後の保育業務従事期間は、前の保育業務

務従事期間に引き続いたものとみなす。

3 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 県内において引き続き一年以上保育業務に従事したとき。

二 死亡し、又は不具廃疾により、保育業務に従事することができなくなつたとき。

4 前項の規定により返還を免除する額については、知事が別に定める。

(返還の債務の履行猶予)

第十二条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 保母養成所において在学しているとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の返還が困難となつたとき。

三 保母養成所を卒業した日から一年以内(災害、疾

病その他やむを得ない理由により修学資金の返還の債務を履行猶予されている場合は、その期間終了の日から六月以内)に県内において保育業務に就業し、引き続き保育業務に従事しているとき。

四 その他履行の猶予をする必要があると知事が認めるとき。

(返還の免除及び猶予の申請並びに決定通知)

第十三条 第十一条に規定する返還の債務の免除又は前条に規定する返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第六号)又は修学資金返還猶予申請書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の免除又は履行の猶予を決定したときは、申請者及び連帯保証人に対し、その旨を通知するものとする。

(延滞金)

第十四条 修学生は、正当な理由がなくて、毎月修学資

金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額百円につき一日四銭の割合で計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(学業成績表等の提出)

第十五条 修学生は、毎年学業成績表及び健康診断書を、その年の三月三十一日までに知事に提出しなければならない。

(届出)

第十六条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。氏名(住所)変更届(様式第八号)
- 二 修学資金の貸付けを辞退したとき。修学資金辞退届(様式第九号)
- 三 休学し、又は停学の処分を受けたとき。休学(停学)届(様式第十号)

- 四 復学したとき。復学届(様式第十一号)
- 五 転学し、又は退学したとき。転学(退学)届(様式第十二号)
- 六 卒業したとき。卒業届(様式第十三号)
- 七 県内において保育業務に従事したとき又は従事することをやめたとき。就業(廃業)届(様式第十四号)
- 八 就業場所を移転したとき。就業場所変更届(様式第十五号)
- 九 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第十六号)
- 二 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、死亡届(様式第十七号)を知事に提出しなければならない。
- 三 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、連帯保証人変更届(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

(補則)

第十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。
- 2 昭和三十八年度において貸付決定される修学資金の支給期間の始期については、第四条第二項の規定にかかわらず、知事が定める月とする。

様式第1号

修学資金貸付申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

申請者

本籍地

現住所

氏名

年 月 日生

修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。

- 1 貸付希望期間 年 月から 年 月まで
- 2 在学保母養成所名
- 3 学年 第 学年

この申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

本籍

連帯保証人 (親権者又は後見人)

住所

氏名

年 月 日生

職業

本人との関係

本籍

連帯保証人

住所

氏名

年 月 日生

職業

本人との関係

(裏面)

家 庭 状 況			
世帯主氏名		住所	
職 業		勤務先	
家計の主な収入源			
住居の状況	自家 借家 間借		
資 産 状 況	田		アール
	畑		アール
	果樹園芸地		アール
	山林牧草地		アール
	その他		
前年度同一家計内の総所得額			
生活保護法適用の有無	有 無	扶助の種類	扶助の額
母子福祉資金借受の有無	有 無	円	他県の修学資金等その他 名称 円
家 族 及 び 所 得			
氏 名	本人との続柄	職 業	年令 住 所 前年度の収入額
備 考			

(注) 所得のある者については、前年度の所得証明書を添えること。

第式第3号

修学生推薦調書

※整理番号	推薦順位	人中	位	※決定番号
ふりがな 氏名	住所			
保母養成所名	保母養成所所在地			
入学試験 の成績	満点			点
	入学者最高得点			点
	入学者最低得点			点
	平均点			点
	本人得点			点
	本人入学席次	人中		位
成績 概評				
性格 及び 態度	自主性	正義感	責任感	
	忍耐力	礼儀	公徳心	
	協調性	誠実	指導力	
人物 概評				
特 技				
その他参考事項				
上記の者は、人物、学業成績ともに優秀、身体強健であり修学生として適当な者と認め推薦します。				
年 月 日 保母養成所長 印				
鳥取県知事 殿				

※印は記入しないこと。

(注)「性格及び態度」については、5点評価とすること。

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本籍地

現住所

氏名

年 月 日生

修学生として採用されたうへは、学業に励み、卒業後1年以内に県内の児童福祉施設等で保母として、児童の保護に従事することを誓います。

00496

様式第5号

修学資金返還明細書

氏名	生年月日		年	月	日生		
住所							
本籍地							
戸籍筆頭者	生年月日	年	月	日	職業		
卒業後の連絡先							
返還総額	円						
借受終了期日	年	月	日	借受終了理由	卒業・辞退・打切り・死亡・その他		
第1回返還期日	年	月	日	第1回返還額	円		
毎回の返還期日	年	月	日	毎回の返還額	円		
最終回返還日	年	月	日	最終の返還額	円		
返還期間	年		月	日から	年	月	日まで
借受金額内訳	借受期間	借受月数	借受金額	合計			
	年	月から	月	借受月数	月	円	
	年	月まで	月				
	年	月から	月	借受金額	円	円	
年	月まで	月					

00495

様式第4号

修学資金借用証書

金 円也 決定番号 第 号

私は、鳥取県保母修学生として上記のとおり修学資金の貸付けを受けました。ついては、保母修学資金貸付規則の規定のとおり、返還明細書によつて滞りなく返還します。

修学生 住所  
氏名

私たちは、 が鳥取県保母修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 住所  
氏名  
連帯保証人 住所  
氏名

年 月 日

鳥取県知事 殿

様式第7号

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

修 学 生 住 所  
 氏 名 ㊟  
 連 帯 保 証 人 住 所  
 氏 名 ㊟  
 連 帯 保 証 人 住 所  
 氏 名 ㊟

次により修学資金の返還を猶予してください。

- 1 決 定 番 号 第 号
- 2 返 還 期 間 年 月 から 年 月 まで
- 3 返 還 済 期 間 年 月 から 年 月 まで
- 4 返 還 済 額 円
- 5 希 望 の 返 還 猶 予 期 間 年 月 から 年 月 まで
- 6 希 望 の 返 還 猶 予 額 円
- 7 理 由

様式第6号

修学資金返還免除申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

修 学 生 住 所  
 氏 名 ㊟  
 連 帯 保 証 人 住 所  
 氏 名 ㊟  
 連 帯 保 証 人 住 所  
 氏 名 ㊟

次のとおり、修学資金の返還を免除くださるようお願いいたします。

- 1 決 定 番 号 第 号
- 2 借 受 期 間 年 月 から 年 月 まで
- 3 借 受 総 額 円
- 4 返 還 済 額 円
- 5 希 望 の 返 還 免 除 額 円
- 6 理 由

00500

様式第9号

修学資金辞退届

年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人住所  
 氏名 ㊟

次の理由により、修学資金の貸付けを辞退します。

なお、現在まで貸付けを受けた修学資金の借受済期間及び借受済総額は次のとおりであります。

- 1 決定番号 第 号
- 2 在学保母養成所名
- 3 借受済期間 年 月から 年 月まで
- 4 借受済総額 円
- 5 辞退理由

00499

様式第8号

修学生氏名(住所)変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所  
 氏名 ㊟

次のとおり を変更しました。

- 1 決定番号 第 号
- 2 変更事項 新 旧
- 3 変更期日 年 月 日

様式第11号

復学届  
年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所  
氏名

㊟

次のとおり復学しました。

- 1 決定番号 第 号
- 2 在学保母養成所名
- 3 学 年 第 学年
- 4 復学期日 年 月 日
- 5 休学期日 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保母養成所長

㊟

様式第10号

休学(停学)届  
年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所  
氏名

㊟

次のとおり しました。

- 1 決定番号 第 号
- 2 在学保母養成所名
- 3 学 年 第 学年
- 4 休学期間 年 月から 年 月まで
- 5 理 由

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保母養成所長

㊟

00504

様式第13号

卒業届  
年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所  
氏名 ㊤

次のとおり卒業しました。

- 1 決定番号 第 号
- 2 保母養成所名
- 3 卒業年月日 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保母養成所長 ㊤

00503

様式第12号

転学(退学)届  
年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所  
氏名 ㊤

次のとおり しました。

なお、修学資金は 年 月から 年 月まで貸付けを受けております。

- 1 決定番号 第 号
- 2 転学又は退学時の保母養成所名
- 3 転学又は退学時の学年 第 学年
- 4 転学又は退学期日 年 月 日
- 5 転学先の名称及び所在地
- 6 転入学期日及び学年 年 月 日 第 学年
- 7 理由

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保母養成所長 ㊤

00506

23 昭和38年11月8日 金曜日 鳥取県公報(号外)第105号 (第3種郵便物認可)

様式第15号

就業場所変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所

氏名

㊦

次のとおり就業の場所を変更しました。

1 決定番号 第 号

2 変更期日 年 月 日

3 就業の場所 新

旧

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新就業先 所在地

施設名

施設長

㊦

00505

昭和38年11月8日 金曜日 鳥取県公報(号外)第105号 (第3種郵便物認可) 22

様式第14号

就業(廃業)届

年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所

氏名

㊦

年 月 日から保母として しました。

1 決定番号 第 号

2 就業(廃業)の場所

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業先 所在地

施設名

施設長

㊦

00508

様式第17号

死 亡 届

年 月 日

鳥取県知事 殿

連帯保証人 住所

氏名 ㊟

次のとおり修学生が死亡しましたから、戸籍抄本を添えてお届けします。

- 1 氏 名
- 2 決定番号 第 号
- 3 就業の場所
- 4 死亡期日 年 月 日
- 5 死亡原因

00507

様式第16号

連帯保証人氏名(住所)変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生住所

氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人が、 を変更しました。

- 1 決定番号 第 号
- 2 変更事項 新 旧
- 3 変更期日 年 月 日

様式第18号

連帯保証人変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

修学生 住所

氏名

㊟

次のとおり連帯保証人を変更しました。

1 決定番号 第 号

2 旧保証人 住所  
氏名

3 新保証人 本籍  
住所  
氏名

職業 年 月 日生

本人との続柄

4 変更年月日 年 月 日

5 変更の理由

修学資金返還の債務を本人と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 氏名

㊟

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
一部鳥取市二五〇円(送料共)  
印刷所 鳥取県